

町村週報

(町村の購読料は会費
の中に含まれております)

2286号

毎週月曜日発行

〒100 0014 東京都千代田区永田町 1 丁目11番35号 : 電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955

発行所 **全国町村会** 発行人 渡辺 明 : 定価 1部40円・年間 1,500円(税、送料含む) 振替口座00110 8 47697



初秋の尾瀬

もくじ

政 策	政 策	政 策	政 策	政 策
社会	社会	社会	社会	社会
保障	保障	保障	保障	保障
制度	制度	制度	制度	制度
を国民	を国民	を国民	を国民	を国民
生活の	生活の	生活の	生活の	生活の
イン	イン	イン	イン	イン
フラに	フラに	フラに	フラに	フラに
平成	平成	平成	平成	平成
十一年	十一年	十一年	十一年	十一年
度版	度版	度版	度版	度版
厚生	厚生	厚生	厚生	厚生
白書	白書	白書	白書	白書
.....
(11)	(10)	(7)	(6)	(2)

●写真募集●

本誌表紙に掲載の写真を募集しています。四季折々の風物や行事など適当な写真がありましたらご寄贈下さい。(写真には題名、町村名を付けて下さい)なお、採否は当方に一任願います。送り先: 全国町村会・広報部

閑話休題

ブナ林は九州から本州全域に広く分布し、縄文文化を育んだ森として、日本人に古くから親しまれてきた。また「ブナ林は傘いらず」とか「緑のダム」とも呼ばれ、その保水力や空气清新機能も高く評価されている。大木のブナではあるが、その森の中は意外と明るく、清流や森の芳香を楽しみながら歩くのは格好の自然探索になる。

このブナ林の北限が、津軽海峡を越えた北海道渡島半島の黒松内町にあると聞いて出かけた。町内市街地から約二キロの歌

ブナ北限の里づくり

産のもち米で作ったお

ブナ林で、道道から少し分け入った標高四〇〇一六〇メートルの丘陵地帯に、九二ヘクタール、一万本のブナが自生している。なぜ津軽海峡を越えて、ここだけに自生しているかは多くの説があり定かではない。昭和三年には国の天然記念物にも指定されている。

黒松内町は濃霧地帯で畑作は成り立ちにくい。多くは酪農に依存しているが、その経営はご多分にれず苦しい。町内の若い人たちが集まり、黒松内を何とかしようと知恵を絞りに行き着いたのが、この北限のブナ林であった。戦中戦後、二度の伐採計

画もあつたが、町の人々の意思で残してきた。ブナは町のアイデンティティである。

歌才自然の家、ブナセンター、食と健康館トワ・ヴェール、温泉館ふなの森など、着々と施設整備も進めた。いずれもブナをはじめとする黒松内の自然を、きちんと真ん中に据えた都市農村交流の拠点施設としての性格を明確にした。ブナセンターが主催する「週末田舎人」には札幌市民が多数参加し、黒松内の自然環境を満喫するリピーターとなっている。以前はお土産も無かったが、特

「樺」と書く。(福井県立大学教授 岡崎昌之)

解 説
厚 生
白 書

社会保障制度を国民生活のインフラに

幅広い議論喚起へ視点提示

「社会保障と国民生活」をテーマとする平成十一年版厚生白書がましまり、閣議了解された。少子高齢化の進展や不況の長期化などで、将来の社会保障制度に対する不安が高まる中、戦後五十年余の社会保障の歴史を振り返るとともに、社会福祉や年金などの各種制度と国民生活との関係を掘り下げて分析している。現行制度のままだと、働き盛りの現役世代の負担が重くなる一方だが、①わが国の社会保障に対する負担水準は欧米先進国よりも低い②「団塊の世代」が高齢世代となる二十一世紀は、多様な価値観に基づいた活力ある高齢者が増える、などの点を強調。現役世代と高齢世代との給付と負担の在り方について必要な見直しを行うことで、「過度の不安感を持つ必要はない」と訴えている。

その上で、社会保障を道路などと同様、国民が安心して生活を送るためのインフラストラクチャー（社会資本）と位置付けて、今後更強化すべきだと提案したほか、負担能力のある高齢者には働き盛りの現役世代と同じ負担を求める考え方を打ち出すなど、二十一世紀の社会保障の在り方について国民レベルの議論を深

めるための視点を幅広く提示。国民的な議論によって、特定の世代に負担が集中しないような社会保障制度を実現するよう呼びかけた。

社会保障制度全般を正面から取り上げたのは昭和五十八年版の白書以来。全体の三分の二をさいて、わが国の制度のプラス面を積極的に評価し、若い世代を中心に高まる社会保障の将来不安を和らげようとする記述が目立つ。また、初めてコラム欄を設定し、社会保障をめぐる十二の専門用語やトピックスを分かりやすく紹介したのも特徴だ。

厚生省は「社会保障に対する不安の高まりの背景には、景気低迷などで社会保障全体の将来像が見えないという、ばく然とした心配がある。社会保障の給付と負担の水準を今後どうすべきかは最終的には国民の選択の問題だが、こうした判断のヒントとなる材料を提供した。若い世代を含め、すべての国民にじっくりと読んでもらい、社会保障を論じる水準を上げること貢献できれば」(官房政策課)と話している。

合理的かつ効率的な仕組み

白書によると、わが国の社会保障

制度は給付水準の充実や対象者の拡大によって、給付費が年々増え続けている。昭和二十六年度は総額で千二百六十一億円、一人当たり千九百円の水準だったが、特に平成に入ってから毎年平均三兆円のペースで増加。八年度の給付総額は六十七兆五千四百二十三億円、一人当たりでも五十三万六千六百円に達した。特に年金(三十四兆九千五百億円)と医療(二十五兆一千八百億円)で給付額の大半を占めている。

白書は、社会保障の主な機能を①病気や失業、不測の事故による障害など、生活の安定を損なう事態に対し、生活の安定を図り、安心をもたらし、社会的な安全装置(セーフティネット)②所得を個人や世帯の間で移転させて、所得格差を縮小したり、低所得者の生活を安定させる、所得再分配③病気や事故、失業などの予測できない、個人の力では対応できない不確実なリスクに対し、資金の提供などを通じてリスクがもたらす影響を極力小さくする「リスク分散」④生活に安心感を与えたり、年金積立金を財政投融资の財源として活用したりするなどの「社会の安定および経済の安定・成長」の四

つに整理している。

その上で 国民一人の生涯医療費は約二千二百万円だが、この半分の約千百万円は七十歳以上で必要になる。病気によっては月百万円以上の高額医療費が必要となる場合があり、公的な医療保険制度がなければ医療費負担が重くのしかかること

六十歳で退職した場合、平均で約五千万円の厚生年金が受け取れることなどの社会保障制度の給付機能を示しながら、「個々人が自らの蓄えで対応するよりも、合理的かつ効率的な仕組みである」と強調している。

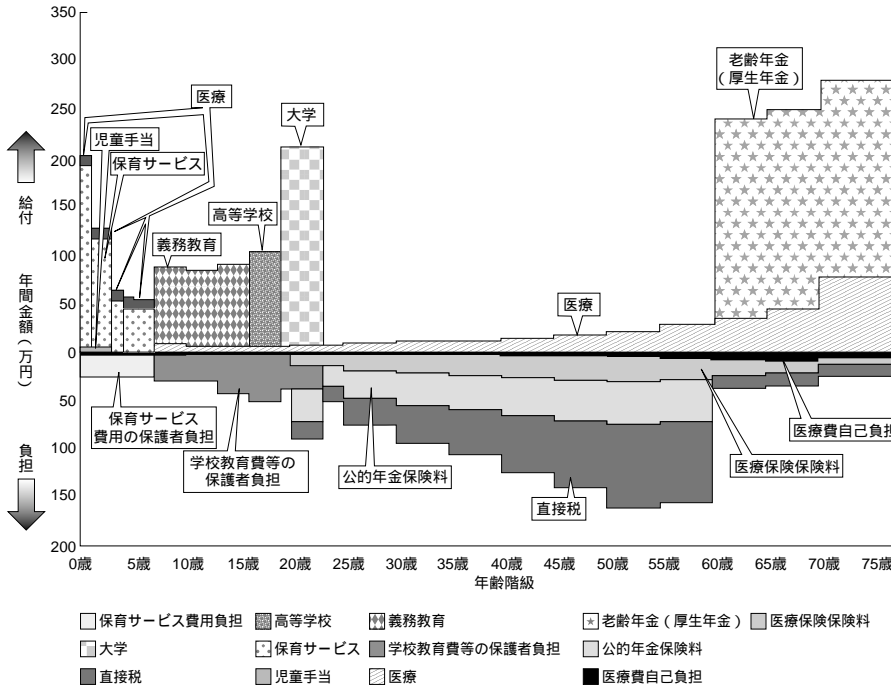
また、わが国の社会保障給付費の九割をカバーしている社会保険制度についても、医療保障制度や年金制度の国際比較から、「欧米諸国でも医療費保障や老後の所得保障は社会保険方式が一般的」と分析。「保険料負担の義務がある一方で、給付の権利が生じるという義務と権利を認識した人々が、社会連帯の精神を基盤にしてともに支えあう仕組みで、成熟した現代社会にふさわしい」と前向きに評価した。

給付面に目を向けた負担議論を

社会保障制度はかつて「ゆりかごから墓場まで」と評された。わが国の現行制度はこの範囲を超えて、母子保健制度に基づいた妊産婦健診のように、誕生前から社会保障が適用される可能性があり、児童手当、医療保険、公的年金などとともに、人の生涯にわたって一定の生活を保障するものとなっている。

政 策

ライフサイクルにおける社会サービスの給付と負担



- (注) 1. 年齢階級別医療給付、医療保険保険料、医療費自己負担は厚生省保険局調査課試算結果(1997年度推計値)を用いた。
 2. 老齢年金(厚生年金):社会保険庁「事業年報(1996年度)」による平均支給額(月額17万円)を12倍して年額換算した。
 3. 公的年金保険料及び直接税は総務庁統計局「家計調査」から、20~59歳は世帯主年齢別の年金保険料及び直接税額を、60歳以上については高齢夫婦無職世帯の直接税額を用いた。なお金額は1か月分の平均なので、12倍して年額換算した。
 4. 義務教育、高等学校の教育サービスは文部省「地方教育費調査(1996年度)」から児童・生徒一人当たり学校教育費を、大学については文部省「学校基本調査(1998年度)」による1997年度の国立大学の学生一人当たり経費を用いた。
 5. 学校教育費等の保護者負担は義務教育及び高等学校は文部省「子どもの教育費調査(1996年度)」の幼児・児童一人当たり学習費(総額、公立学校)、大学については文部省「学校基本調査」による国立大学の学生一人当たり授業料収入額(1997年度)による。
 6. 保育サービス、保育サービス費用負担:平成10年度平均保育単価及び保育利用料の平均徴収額(ともに月額)をそれぞれ12倍して推計した年額換算金額。
 7. 児童手当は3歳未満の子どもの支給月額5,000円を12倍して年額換算した。

分以下の水準。同五が、他の三カ国の半
 リカを若干上回る
 万円の世帯ではアメ
 ころ、給与所得三百
 ころ、給与所得三百
 国(アメリカ、イギ
 リス、ドイツ、フラ
 (ンス)と比較したと
 ころ、給与所得三百
 万円の世帯ではアメ
 リカを若干上回る
 が、他の三カ国の半
 分以下の水準。同五

所得階層別に欧米諸
 国(アメリカ、イギ
 リス、ドイツ、フラ
 (ンス)と比較したと
 ころ、給与所得三百
 万円の世帯ではアメ
 リカを若干上回る
 が、他の三カ国の半
 分以下の水準。同五

二人のサラリーマン
 世帯をモデルとし
 て、給与所得に占め
 る所得・消費課税と
 社会保険料の割合を
 所得階層別に欧米諸
 国(アメリカ、イギ
 リス、ドイツ、フラ
 (ンス)と比較したと
 ころ、給与所得三百
 万円の世帯ではアメ
 リカを若干上回る
 が、他の三カ国の半
 分以下の水準。同五

密接な関係にあることをアピール。
 「社会保障の負担を論じる際には、
 こうした給付面にも十分目を向けて
 議論する必要がある」と訴える。
 日本の社会保障負担は低水準
 また、白書では初めての試みとし
 て、家計レベルでの税金や社会保険
 料の負担水準について、欧米諸国と
 の国際比較を行った。それによると、
 直接税と社会保険料(雇用保険料、
 公的年金制度等の任
 意加入分の保険料を
 含む)の負担割合は、
 アメリカ一八・九%、
 日本二〇・〇%、イ
 ギリス二二・三%、
 ドイツ二九・一%。
 わが国の水準は、ア
 メリカをやや上回る
 が、イギリスとドイ
 ツは下回る。
 また、夫婦と子供
 二人のサラリーマン
 世帯をモデルとし
 て、給与所得に占め
 る所得・消費課税と
 社会保険料の割合を
 所得階層別に欧米諸
 国(アメリカ、イギ
 リス、ドイツ、フラ
 (ンス)と比較したと
 ころ、給与所得三百
 万円の世帯ではアメ
 リカを若干上回る
 が、他の三カ国の半
 分以下の水準。同五

例えば、現在は毎日、就学前児童
 の五人に一人に当たる約百七十万人
 の乳幼児が保育所に通い、約七百五
 十万人が医療機関に通院、約百五十
 万人が入院して治療を受けている。
 また、公的年金の受給者は約二千六
 百万人で、国民の五人に一人は年金
 受給者だ。
 ここで白書は、人のライフサイク
 ル(一生涯)の視点から、社会保障
 の給付と負担の関係について分析を

試みている(左図参照)。
 二十 五十代の現役世代では、所
 得の増加とともに、税金と社会保険
 料の負担が増大する。一方で、給付
 面を見ると、児童手当の支給や保育
 サービスに始まり、小・中・高校で
 は教育のサービスが提供される。高
 齢期になると、年金給付がスタート
 し、医療給付の割合も高まる。
 白書は、具体的な給付の数値を挙
 げながら、社会保障と国民生活とが

現役世代の九五%が将来に不安
 同省は白書作成に先立ち、十一年
 一月に二十 五十代の現役世代四千
 人を対象にした「社会保障制度に関
 する生活者の意識調査」(有効回答
 率五一・六%)を実施し、そのデー
 タを白書で紹介している。
 それによると、社会保障制度の將
 来についての不安について、「大い
 に感じている」が五六・二%、「少
 し感じている」が三八・七%で計九
 四・九%の人が何らかの不安を抱い
 ていることがわかった。一方で、「あ
 まり感じていない」(四・〇%)、「まっ
 たく感じていない」(〇・五%)と
 いう回答はごく少数だった。
 年齢別では、年齢が高くなるほど
 不安を感じる割合が高くなる傾向が
 みられる。
 不安を感じている理由(複数回答)
 では、「社会保険料を支払っても、
 将来確実に給付を受けられるかどう
 かわからない」(七九・六%)がトッ
 プ。以下、「税金や社会保険料が引
 き上げられ、ますます負担が重く
 なってくる」(七五・五%)、「年金
 の給付水準が大幅に引き下げられ
 り、医療保険の自己負担が一層重く

百万円以上の世帯ではいずれも欧米
 各国の水準に比べ、低くなっている。
 一方、国民経済レベルで見た社会
 保障負担についても、九六年度の国
 民負担率は国民総生産(GDP)比
 で二八・二%、国民所得(NI)比
 で三三・四%にとどまり、いずれ
 も欧米各国を下回る。

政 策

なってくる(六五・四%)、「低成長経済などのために年金などの社会保障制度の維持が困難になってくる(五三・七%)」、「若い世代ほど負担が重くなり、世代間における不公平が拡大していく(四九・四%)」、「将来の社会保障制度の姿がよくわからない(四〇・一%)」、「新聞やテレビ等で社会保障制度の将来が危ういと報じられている(二二・九%)」などの順となっている。

白書は、将来の負担増に不安を感じたり、若い世代の負担が増すという回答の割合は、年齢が下がるほど高いと分析している。

六割が負担増を容認

また、社会保障制度の水準とその負担についての考えを尋ねたところ、「現在の水準を維持していく必要がある」、高齡化に伴う給付費増のため、必要最小限の増税や社会保険料の負担増はやむを得ない(五七・八%)とする負担増容認派がトップ。以下、「現在の税金や社会保険料の負担をこれ以上引き上げるべきでなく、そのために社会保障の水準が下がってもやむを得ない(二〇・三%)」との現状負担派、「分からない(一一・二%)」、「社会保障の水準を切り下げて、減税や社会保険料の負担を軽減すべきだ(五・三%)」とする負担軽減派などの順。「水準をさらに引き上げる必要があり、そのために必要な増税や社会保険料の負担増を積極的に行うべきだ」という負担増積極派はわずかに

〇%だった。

白書は、「現役世代の多くが現在の社会保障制度を評価しており、必要最小限の負担増であれば、合意が得られることを示唆している」と分析し、今後の社会保障制度の見直しに伴う負担増をにわけておられる。

高齢社会への見方の転換を

ところで、現在は高齡世代イコール六十五歳以上というイメージが定着しているが、今回の白書は、二十一世紀には高齡者を年齢区分などで画一的にとらえないような発想の転換が求められるとしている。

先の調査によると、高齡者を身体面と経済面で「社会的弱者」とする見方について、二五・六%が「そのとおりだ」とする一方で、「身体面では弱者(三二・八%)」、「何とも言えない(一七・八%)」、「身体、経済面とも弱者とはいえない(一一・七%)」など回答。白書は、「身体面では弱者とみる人が多いが、経済的には弱者でないとする人が多数となっている」と分析する。

高齡夫婦世帯(夫六十五歳以上、妻六十歳以上)の平均年収は四百九十五万三千円、平均貯蓄残高は二千二百四十六万一千円。収入と貯蓄の両方をとっても、九%の世帯は収入が八百万円以上、貯蓄が千二百万円以上で、現役以上で、現役世代の平均よりも上回っている。

さらに白書は、高齡者が医療機関に通院する頻度について、「月二三回程度」が二八・五%と高い一方で、

「通院していない」元氣な高齡者も二七・一%いるというデータを紹介。高齡者層を個別に見た場合には、健康面でも所得面でも格差は大きい。一定の年齢を超えた高齡者層について、健康も所得水準も同じような集団として、画一的なイメージで見ることが問題と指摘している。

「エイジレス社会」が到来

また、二十一世紀には昭和二十四年生まれのいわゆる「団塊の世代」が高齡世代の仲間入りをする点を強調。物質的に豊かな時代で消費の楽しさを経験している団塊の世代が高齡世代の中心になると、高齡社会の姿も大きく変化するとし、「多様なニーズを持った大消費者層が出現する」と予想する。

白書は、将来の高齡者像についてこのように分析した上で、二十一世紀の高齡社会の姿について、高齡者は社会に支えられる存在ではなく、逆に社会を支える存在となる「活力ある高齡化」や、年齢のみで世代間を区別することが不合理な「エイジレス社会」が到来すると予測している。

「五つの視点」を提案

これまでの分析に基づき、白書はこれからの社会保障の在り方を考えるため、次の五つの視点を提案している。

1 社会保障制度を社会に不可欠な基本要素である「国民生活のインフラ」と位置付け、今後とも社会保障

料や税金などの負担を有効活用しながら、交通網や公共施設などと同様のインフラとして強化する必要がある。

2 二十一世紀は高齡世代が増大し、相対的に現役世代が減少するため、年齢を問わずに「同じ負担能力を持つ人は同じ負担」という考え方を基本に、社会保障制度の負担方式を再検討する必要がある。高齡世代と現役世代間の給付と負担の不均衡を調整する制度の設計・運営を行うことが、社会保障を支える基本理念となっている。「社会連帯意識の再構築」につながる。

3 少子化への対応や、一人暮らし世帯の増加などの家族形態の変化を念頭に置いた社会保障制度の仕組みをつくる必要がある。

4 各種社会保障制度の総合化と、平成十三年の「厚生労働省」の誕生をきっかけに厚生・労働行政の連携を強化し、効率的かつ効果的な社会保障行政を展開する必要がある。

5 地方分権の推進、市町村を中心とした福祉行政の展開や介護保険の運営などを踏まえ、福祉の充実に柱に据えた積極的なまちづくりを展開し、地域の活性化や新たな地域文化の創造につなげていく必要がある。

その上で、白書は「これらの視点を持ちながら、現行の社会保障制度について、経済社会の変化や国民生活の変化などに適切に対応できるように適宜見直しを行い、社会を構成する皆で支え合い、よりよいものにしていく努力が重要である」と締め

政 策

くくっている。
 脳死移植の推進、「循環型社会」への転換も

白書の残り三分の一は、社会保障制度以外の厚生行政の動きを中心に記述している。

十二年度に導入される介護保険制度の円滑な施行に向け、制度の仕組みや意義、現在の準備状況などを取り上げたほか、年金制度改革や医療保険制度改革を推進する必要性を訴えている。

また、今年に入ってから臓器移植法に基づく数例の脳死移植が実施されたことについては、「移植医療の新時代を切りひらく第一歩」と評価

した。その一方で、移植医療の透明性確保と、ドナー（臓器提供者）とその家族のプライバシー保護とをどう両立させていくのが重要課題であると指摘した。

さらに、廃棄物対策では、ダイオキシン問題や最終処分場の確保が困難になっていることを背景に、ごみの発生を可能な限り抑制し、排出されたごみについても極力リサイクルを推進する「循環型社会」に転換することが重要と強調。現在、循環型社会の構築を目指して生活環境審議会（厚相の諮問機関）で検討中の廃棄物行政の新しいビジョンづくりなど、最近の動きを紹介している。

（時事通信社 三浦一紀）

新任都道府県町村会長の略歴

東京都町村会は、七月二十八日の臨時総会で次のとおり会長を選出した。
 東京都町村会長
 西多摩郡日の出町長

あおき くにたろう
青木 國太郎

昭和三年八月十五日生



【町長に当選するまでの経歴】 昭和二十三年大久野村役場 三十九年議会事務局長 四十年より厚生課長

税務課長、企画財政課長 五十七年日の出町助役 平成二年日の出町長

【町長としての当選回数】三回

【町村会関係の経歴】 平成三年東京都町村会監事、事業部長 八年総務部会長

【主な業績】 三吉野工業団地の完成、「ひので福祉村宣言」による特養老人ホームの誘致、知的障害、精神障害者福祉作業所の完成、高齢者在宅サービスセンター及び痴呆性高齢者デイホームの完成 ひので三ツ沢つるる温泉による地域経済の活性化 公共下水道事業の推進（普及率七六％） ひので桜百万本植樹プラン21の推進で日本一の桜の名所づくりによる町の活性化

【趣味】 俳句・ウォーキング

【家族】 妻・長男

全国町村長大会は12月1日

正午からNHKホールで

全国町村会は9月8日の理事会(都道府県町村会長会議)で、12月1日正午に東京・渋谷のNHKホールで「全国町村長大会」を開くことを決定した。

この大会は、地方自治に関する国の施策ならびに当面する諸問題等について、町村長の総意を結集して宣言、決議、要望を決定し、大会終了後は目的達成のための実行運動を行う。

参加者は2,558の町村長をはじめ各都道府県町村会事務局長等関係者約3,000人。来賓に内閣総理大臣、衆参両院議長、自治大臣はじめ関係大臣、全国議員等に出席を要請する。

同大会の開催要綱は次のとおり。

全国町村長大会開催要綱

1. 名称 = 全国町村長大会
2. 目的 = 町村長の総意を結集して、国民一人ひとりが自然の恵みと豊かさを享受できる国土づくりを推進するとともに、地方分権の確立、町村行財政基盤の強化をはかり、住民が誇りと愛着を持ち、健やかで生きがいを実感できる活力ある地域社会の実現を期する。
3. 日時 = 平成11年12月1日(水)
開会 正午
4. 会場 = NHK ホール
東京都渋谷区神南2 2 1
電話03(3465)1111(代表)
5. 出席者 = 全国の町村長、都道府県および郡(地区)町村会の事務局長等
6. 順序
 - ①開会
 - ②国歌斉唱
 - ③全国町村会長あいさつ
 - ④宣言
 - ⑤来賓あいさつ
 - ⑥議長団選出
 - ⑦議事 = 決議、要望、実行運動方法協議
 - ⑧閉会
- 7 来賓祝辞要請者 = 内閣総理大臣、衆参両院議長、自治大臣および関係各省庁大臣、全国町村議会議長会長

フォーラム

平成10年度 潤いと活力のあるまちづくり自治大臣表彰

まちづくり一般



夕陽海岸マラソン大会

現地レポート

青森県

深 浦 町

若者にもお年寄りにも快適ないきいきとした地域づくり

歴史とロマンのまち

深浦町は青森県の西南部、日本海に面しており、奇岩・怪石に彩られた海岸線と日本海に沈む夕陽の美しさから「夕陽海岸」の愛称で親しまれ、山間部は世界遺産に登録された「白神山地」に連なっています。

海岸沿いを走る国道一〇一号は、全長四二・一九五km(フルマラソンと同距離)で、十一の駅を持つJR五能線が南北に縦断しており、町の総面積は三一五・三四km²、県内第六位となっています。

また、藩政時代から明治にかけては、北海道松前と関西を結ぶ交易船「北前船」の風待ち港として繁栄した歴史の薫り高い港町です。

産業は、寒暖の差が少なく温暖な気候と、豊富な好漁場を有していること、町土の八十八%を山林が占めていることから、古くから農林水産業が盛んで、第一次産業を中心とした振興施策を推進してきましたが、高度経済成長期からの過疎化の進展は各産業従事者の高齢化を招き、若者人口の流出は町の活力低下を危惧するところとなってきました。

地域特性を生かして

そこで、これまでの農林水産業の振興施策を継続しつつ、地域特性を生かした取組みを行ない、町の活性化を図ってきました。中で



も、世界遺産「白神山地」、夕陽に映える日本海、豊かな北海の幸など自然を最大限に活用した観光振興による地域間交流の促進と、地域産業の形成による定住環境の整備促進に力を注いでいます。

豊かな自然を生かした地域間交流の促進

平成九年度、すばらしい景観で人気が高いJR五能線に、リゾート列車「リゾートしらかみ号」が運行いたしました。このリゾートしらかみ号の運行とタイアップする形で、地域間交流の促進を図っています。具体的には、深浦駅で乗降客を女性一日観光隊長が迎え、第三セクターふかうら開発が運航する海中探勝遊覧船「ミエールふかうら」への無料バス運行、駅舎内への観光物産展示館の設置などを行なっています。

これらの取り組みにより、都市住民等との交流促進が図られ、観光入り込み数も年々アップし、またリゾートしらかみ号自体も、当初の乗客見込み数を上回る実績と

フォーラム

リゾート列車「リゾートしらかみ号」



なっています。今後はさらに沿線自治体との連携を強め、また民間企業とのタイアップ事業の充実を図りたいと思っております。

地域の特色を生かしたイベントの開催

町内を通る国道一〇一号の全長がフルマソンと同じ四二・一九五キロメートルであることから「マソンの町」を標榜し、平成六年度から毎年十月に「津軽深浦夕陽海岸マソン大会」を開催しています。また毎年二月には日本の幸を味わう「グルメツアー」「グルメINふかうら」、さらに毎年十月にはとれたての新鮮な鮭を鉄板で焼いて食べる「津軽深浦チャンチャンまつり」を開催しています。

これらも都市からの参加者が多

く、都市住民と町民との交流が図られたことはもとより、町民や町出身者にも改めて深浦町のすばらしさを実感、認識してもらえるところとなりました。今後も創意工夫を凝らしながら内容を充実させ継続していくものですが、新たな地域資源を生かしたイベントの可能性を探っていく必要もあると考えます。

滞在型リゾート施設の整備

当町は、奇岩怪石の連なる美しい日本海の海岸線を持ち、古くから観光客の多い町ですが、近年の余暇活動の多様化により、観光の形態も変わってきていることから、自治省の過疎地域滞在型施設整備モデル事業の補助を受け、平成五・六年度に長期滞在型宿泊施設「ウエスパ椿山」を整備いたしました。これは、コテージが五棟十戸、センターハウス、開閉式露天風呂からなり、四季折々の変化を見せる日本海と夕陽、世界自然遺産「白神山地」へのアクセスが極めて優れていることから、当町における観光、地域間交流の拠点となっております。また、近年、利用者が多くなり宿泊希望に対応できなくなってきたことから、平成九年度にコテージの倍増、開閉式露天風呂の増築を行ない、十年度は風力発電施設、レストラン、今年以降も白神展望所、電動モノレール、ガラス工房など、総合的な施設整備を図っています。

地場産品を活用した産業振興と就業の場の確保

都市部から遠距離にあることから企業の誘致が難しく、また、地元企業の力が弱いことから、第三セクターによる地場産品づくり、観光開発、雇用拡大を図っています。

その取組みは、豊富な水産資源を生かした加工品の開発、特にわかめ一〇〇パーセントのワカメ麺「つるつるわかめ」は、平成八年度に農林水産大臣賞を受賞しています。また、海中探勝遊覧船「ミールふかうら」の運航、宿泊施設「ウエスパ椿山」など町有施設の管理運営、観光バス事業等を行ない、現在では四十六名を抱える企業として就業の場を提供するとともに、観光、地場産業振興の中

心となっております。

地場産業と観光産業の連動

当町の観光客入り込み数は、平成九年は七十九万人、十年は八十二万人と、もうすぐ百万人に手が届こうとしています。この大きく成長してきた観光産業で、衰退傾向にある農林畜産業、水産業を牽引すべく、各事業に取組んでいます。まず、町営牧場での深浦牛の生産、農協による地場産ニンジンを使ったキャロットワイン、キャロットジュースの生産、そしてこれらの販売には、遊覧船ターミナルを兼ねた地域産物展示販売施設「ピアハウス」を活用し、観光産業との連携を図っています。また、町の特産品には他との差別化を図るため、「CANDO(キャンドウ)」のブランド名を付け、商品の誇りを持つとともに、町を同時にPRしています。今後も豊富な資源を活用した当町独自の商品開発と、地域産業の一層の振興を図っていくものです。

若者にも高齢者にも快適な地域づくり

平成六年度、当町中心部に、町民待望の温泉施設が建設されました。これは、フィットネス部分と温泉入浴部分が併設され、町民の健康、体力づくり、ふれあいと交流の場として、安らぎのある「ゆとりの空間」となっています。



長期滞在型宿泊施設「ウエスパ椿山」コテージ

フォーラム

若者が定住できる魅力ある地域づくり

平成四年に「ふるさと定住促進条例」を制定し、留町奨励金、結婚祝金、結婚仲介報奨金を支給しています。また、九年度からはUターン住宅整備費補助金制度により、Uターン者が住宅を取得しやすい環境を整備しています。そのほか、平成三年度から、子育て支援として「子供を健やかに生み育てる支援金制度」により、第三子以降の出産に百万円を支給しています。更に、Uターン者を含む新規就農者の掘り起こしと農家の複合経営化による所得の向上を目指して、畑作総合施設として、野菜集出荷施設、育苗施設、ハウス団地の整備を行なっています。これらにより、若者等のUター



地域産物展示販売施設内展示・販売コーナー

住民総出の清掃風景



ン、定住しやすい環境が整いつつあり、実際にUターン者が現れ始めています。今後は、住宅整備など、なお一層の整備充実が必要と考えます。

きれいな町をめざして

昭和五十七年から町内会、老人クラブ、婦人会、地元産業界、小中学校など地域住民総出で海岸や沿道の清掃を行なう「クリーン大作戦」を毎年四月に行なっています。

町の観光資源である自然景観を保全し、町を訪れる人々にさわやかな気持ちで深浦観光を楽しんでもらいたいとの想いで始まり、住民の町への愛着、環境保護意識の向上にも結びついています。

(深浦町長 平沢 敬義)

随 想

農業への思い



山梨県町村会長
あけの野 村 長
大 柴 邦 昭

随 想

村は県の北西部に位置していま
す。面積は二八平方キロ、標高は
低いところで三七〇メートル、高
い方はこれは山林地帯で一、〇二
〇メートルで村全体がなだらかに
南西に傾斜し丘陵を呈していま
す。人口約五、〇〇〇人のこじん
まりとした農村です。

村人は、かつては米、麦、養蚕
などを主軸に生活を営んでしま
したが、中でも蚕は農家の現金収入
の中心で、晩秋の頃まで掃立が行
われておりました。

農家の長男である私は、少年時
代から両親に伴われ野良仕事の手
伝いには随分精を出したもので
す。学校も農林系でしたが、進学
の頃にはもう母が亡くなっており
ましたので、在学中でも農繁期は、
父が一日一人で農作業が出来るよ
う仕事の段取りの手伝いをしてか

ら学校へ向かうという、今の少年
には想像もできないような厳しい
暮らしを経験させられました。

今も昔からの田畑が三三〇ア
ール程あり、日曜百姓に励んでおり
ますが、休日の行事も多く家内に
苦勞をかけております。青空のも
とでの野良仕事は楽しいもので、
気分転換にもなり又鋭気を養う
えでも効用があるような気がしま
す。

今農業が大変厳しい状況下にあ
りますが、村長に就任後もこの農
業振興の問題では、いろいろ頭を
痛めて参りました。その思いは村
の農業が衰退してしまえば、後に
一体何が残るのか、農業の維持、
振興なくして村の将来はあり得な
いと自身に問い続け、微力を注い
でいる次第です。

村の地域資源を活かすこと、そ

して都市の方々との交流を活発に
していこう、こんな思いの中で活
性化の基盤作りを始めました。

標高七〇〇メートル地帯に広大
な畑地帯が広がっているのです
が、その中央を南北に広域農道が
貫通しています。この辺りからの
景観は実にすばらしく北に八ヶ
岳、西に甲斐駒ヶ岳、地蔵岳等の
連山が、南には富士山の雄姿が眺
望でき一大パノラマを呈しており
ます。

広大な土地と景観、この二つの
資源を活用することで新しい村づ
くりの基盤を作ることにしまし
た。

その手始めが夏の花「ひまわり」
栽培でした。日照時間日本一の記
録をもつ村のイメージにうまく合
致し、シーズン中は大型バスなど
での来客が一六万人を数える程に
なりました。種時きや除草作業は
全て村民一般の奉仕作業で行われ
ますが、このことは村づくりに
とって大変重要な意味をもつもの
と感謝しています。

こんな賑わいが端緒になり、そ
の後「食と健康」をテーマとした
農業構造改善事業を国へお願いす
る運びとなり、景観を考えながら
菜膳レストラン、そば打ち体験施
設、また温泉、宿泊、芝生広場を
中心とした、ふるさと太陽館、オー

トキャンプ場を整備いたしまし
た。

農地の利活用面では、施設周
辺で県営事業として担い手育成型
の畑地帯総合整備事業が実施され
ることになり、これは新たに土地
改良区を設立して事業取組みをし
た結果、第一期計画四五ヘクター
ルの区画整備と一部灌漑設備が完
成と見ております。

区画整備の換地では「営農目的
別換地」という方法で行うことに
しました。水田の圃場整備では、
換地は通常従前地の母集団を中心
とした方法で行われますが、この
畑の換地については個々の農家
が、事業終了後どのような営農形
態を希望しているかに視点を
おき、花、野菜団地、観光農園団地、
兼業農家群を対象とした自作農園
団地、村の農業振興公社を通して
その利活用を県内外に呼びかける
公社利用団地を設定し換地を行
いました。

新農業基本法の制定にも呼応
し、こつした基盤が本村の農業振
興に役立って欲しいと念願して止
まないこの頃です。

次週の「町村週報」は休刊さ
せていただきます。

次号は九月二十七日発行です。

情 報

政策リーダー

政策リーダー

防災と情報に関する世論調査まとめ

― 総理府 ―

総理府はこのほど、防災と情報に関する世論調査を発表した。全国二〇歳以上の者三〇〇〇人を対象に実施したもので、回収率は七〇、七％となっている。

具体的には、①自然災害。②水害や災害。③平常時の水害や土砂災害の防災情報。④災害危険時の水害や土砂災害の防災情報。⑤地震。⑥防災活動等に関する意識調査(複数回答)で、このうち、自然災害の体験に関する項目については、今までに実際に被害を受けたり、危険を感じた災害について、「台風」が二五、三％、「地震」が一八、二％、「河川のはらん」が一〇、六％、「豪雨」が九、六％の順となった。都市規模別に見ると、町村では「台風」「河川」を挙げた割合が高く、大都市では、「地震」、小都市では「豪雨」の割合が高くなっている。一方、危険を感じたことはないと答えた割合は五四、一％(町村四五、一％)となっている。

また、水害に対する居住地域の安全性について、安全・やや安全と考えている割合が合わせて八六、〇％(同八二、八％)で、危険・やや危険の一、六％(同一一、六％)を大きく上回った。

このほか、大地震に対する備えについての調査では、「携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品などを準備している」は五〇、二％、「消化器や三角バケツを準備している」「避難場所を決めている」が一、四％等となっているが、「特に何もしていない」が三四、〇％を数え、前回調査(平成九年九月)に比べて一〇、七％上昇している。

多自然居住推進で報告書

国土庁

国土庁は、このたび「多様なライフスタイルのあり方に関する検証と提案」と題した、過疎地域における多自然居住地域としての整備支援事業報告書をまとめた。

これは、平成十年三月に閣議決定された、「新しい全国総合開発計画」で打ち出された「多自然居住」の普及に向け、課題や支援策などを示したものである。

報告書は、多自然居住の具体的なあり方を①曜日によって生活の場を変える「大都市拠点型」②定住地以外に数ヶ月から数年の一定期間滞在する「遊学的滞在型」③定住地を定めず複数の居住地を設定して移動を繰り返す「特定地域往復型」④特定の生活関連施設を定住地の遠隔地に求める「農山漁村拠点型」の四つに分類、各ケースについて実現可能性のあるメニューと、実現に向けた課題について指摘している。

その上で、これからの多自然居住の推進に向けて、軌轢の顕在化と新たな取り組みの検討が必要とした上で、多自然居住実践者と地域社会をつなぐインテグレイション機能の充実が必要であると提言、都市住民を受け入れる町村に対して①コールドネーターの育成等による成果検証の定着②サロンの運営補助等インテグレイション機能の定着③中長期滞在施設の整備等交流の円滑化などを支援する必要があるとしている。

水産基本政策検討会報告まとめ

水産庁

水産基本政策検討会(座長、小野征一郎東京水産大教授)は、このほど「二百海里時代に即応した水産基本政策のあり方」について最終報告をまとめた。

検討会は、平成九年九月に、水産庁長官から諮問され、昨年十月に中間とりまとめを公表。その後、これをベースに基本政策に関する検討を深める際の素材を幅広く提供する観点に立ち、論点を問題提起的に整理した。

この報告によると今後、水産庁は基本政策の具体的内容と実施プログラムを早急に取りまとめ、既存の水産基本法の問題点を明らかにしたうえで、漁業基本法をはじめ必要な水産基本法制の確立に向けて、その内容と手順の詰めを行うべきであるとした。報告は、全体を四つに分け「わが国経済・社会における水産業・漁村の位置付け」「水産物需給・資源の見直し」「今後の水産基本政策のあり方」「沿岸漁業等振興法の今日的評価」についてそれぞれの現状の分析と今後の対策を整理。特に議論の中心になった「今後の水産基本政策のあり方」では、①水産資源の持続的利用②自立しうる漁業経営の確立③水産物流通・加工の合理化と消費者ニーズへの対応④漁業地域の振興と水産基盤の見直しの四つの観点からアプローチし、課題を提言している。

なお、検討会には、佐々木隆人全国町村会副会長(水産協会会長・えりも町長)が委員として参画した。